

栃木県スポーツ合宿開催費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、スポーツと組み合わせた観光・地域づくり等の推進によるスポーツツーリズムの普及や県内外の交流人口の拡大を通じた地域活性化を図るため、県内でスポーツ合宿を開催するスポーツ団体に対して、予算の定めるところにより、補助金を交付するものとし、その交付については、栃木県補助金等交付規則(昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。)及び補助金等の名称等を定める告示(昭和47年栃木県告示第354号)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

(1) スポーツ団体

学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専修学校の児童、生徒又は学生が所属する運動部・運動団体(クラブ、サークル、ゼミナール等)又は、社会人が所属する運動部・運動団体(クラブ、サークル、ゼミナール等)、プロチーム

(2) スポーツ合宿

公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本レクリエーション協会、公益財団法人栃木県スポーツ協会及び一般社団法人栃木県レクリエーション協会又は日本パラリンピック委員会のいずれかに加盟する特定の競技に関する団体が対象とするスポーツについて、県内の宿泊施設及びスポーツ施設等を利用して実施する練習会等

(3) 宿泊施設

旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条で規定する旅館営業、ホテル営業及び簡易宿所営業に係る施設(ただし、キャンプ場、集会施設及びその他この補助金の趣旨に合致しないと認められる施設は除く。)

(4) 参加者

スポーツを行う者、指導者(部長、監督、コーチ、マネージャー等スポーツを行う者の練習及び健康管理に携わる者等。)及び保護者(ただし、小学生及び中学生が所属するスポーツ団体のみでスポーツを行う者の人数を超えない範囲内に限る。)

(補助事業者)

第3条 この補助金の交付の対象となる者(以下「補助事業者」という。)は、次に掲げる全ての要件を満たすスポーツ団体とする。

(1) 定款又はこれに類する規約等、一定の規定を有し、かつ、代表者が明らかであること。

(2) 明確な会計処理を実施していること、又は実施できると認められること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象外とする。

(1) 暴力団(栃木県暴力団排除条例(平成22年栃木県条例第30号。以下「排除条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(2) 暴力団員(排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)を含む者

(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む者

(4) 役員等(法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その

他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。)が暴力団員である者

- (5) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- (6) 自己、その属する法人、法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (7) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (8) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (9) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となるスポーツ合宿(以下「合宿」という。)は、次に掲げる全ての要件に該当するもの又は知事がこの要綱の趣旨に資すると特に認めるものとし、1補助事業者につき1実施期間中1回限り(ただし、合宿期間が実施期間をまたぐ場合において翌実施期間に充たる期間に行われるものをもっては1回とみなさない。)とする。

- (1) 県外に活動拠点があるスポーツ団体が開催するもの
- (2) 合宿の実参加者数が2人以上のもの
- (3) 合宿の参加者の延べ宿泊者数(県内の宿泊施設に宿泊した参加者数に当該宿泊日数を乗じて得た数。以下同じ。)が10人泊以上のもの
- (4) スポーツ大会、イベント等(以下「大会等」という。)への参加を目的としたものではないもの。ただし、大会等の前後に合宿を実施する場合は、大会等参加日数を除いた宿泊日数を対象とする。
- (5) 合宿期間が連続2日以上のもの
- (6) 合宿期間のいずれの日についても県内の宿泊施設及びスポーツ施設等を利用して練習会等を実施するもの。ただし、悪天候などのやむを得ない場合を除き、県内の宿泊施設又はスポーツ施設等を利用しない日がある場合は、当該日数分を除いた宿泊日数を対象とする。
- (7) 栃木県スポーツコミッションの誘致・相談活動により開催されるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象外とする。

- (1) 国又は地方公共団体が主催するもの
- (2) 本制度とは別に栃木県から補助金等の交付を受けるもの
- (3) 政治的、宗教的な活動を目的とするもの
- (4) 特定の企業の営利を主たる目的とするもの
- (5) 暴力団等反社会的な勢力の利益となるもの
- (6) 目的が公序良俗に反するもの

(事業の実施期間)

第5条 補助金の交付の対象となる事業の実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(補助対象経費等)

第6条 補助金の交付の対象となる経費は、この要綱の趣旨に合致する合宿の期間中において参加者が県内宿泊施設の宿泊に要する経費(消費税及び地方消費税並びにその他知事が不相当であると認める経費を除く。)とする。

2 経費の取扱いについては、補助事業者が第三者に業務委託した場合について

も同様とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、予算の範囲内において交付するものとし、合宿の延べ宿泊者数に1,000円を乗じて得た額と宿泊施設等への実支払額(補助対象経費に限る。)を比較して、いずれか少ない方の額かつ50万円を上限とする。

ただし、合宿を開催した結果、実参加者数、延べ宿泊者数又は期間が申請した内容に満たなかった場合は、開催結果に応じた内容へ変更するものとし、第4条に規定する要件に満たなかった場合は、補助金の交付の対象外とする。

2 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付の申請をしようとする者が規則第4条の規定により、提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
栃木県スポーツ合宿開催費補助金交付申請書	規則別記様式第1	1	1 事業計画書	別記様式第1号	1	知事が別に定める日
			2 事業収支予算書	別記様式第2号	1	
			3 その他知事が必要と認める書類		1	

(交付の条件)

第9条 規則第6条第1項の規定により附する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容の変更(第10条で定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、別記様式第3号による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けること。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

2 知事は、前項に定めるもののほか、補助金の交付の目的を達成するため必要な条件を附することができる。

(軽微な変更)

第10条 前条第1項第1号における軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 補助事業の主体、実施期間及び利用するスポーツ施設等又は宿泊施設の変更

(2) 補助金交付申請額の増額又は20パーセント以上の減額

(状況報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行の状況に関し、知事が報告を求めた場合、随時に知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第12条 規則第13条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき報告書の名称	様式	部数	報告書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
栃木県スポーツ合宿開催事業実績報告書	規則別記様式第2	1	1 事業結果報告書	別記様式第4号	1	事業の完了した日から起算して30日以内又は3月31日のいずれか早い日。ただし、知事が必要と認める時は、改めて提出期限を定めることができる。
			2 事業収支決算書	別記様式第2号	1	
			3 事業参加者名簿	別記様式第5号	1	
			4 宿泊証明書	別記様式第6号	1	
			5 領収書等貼付台紙	別記様式第7号	1	
			6 スポーツ施設等の利用を証する書類		1	
			7 開催したことが分かる写真		1	
			8 その他知事が必要と認める書類		1	

(交付の請求)

第13条 規則第18条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき請求書の名称	様式	部数	請求書に添付すべき書類の名称	部数	提出期限
栃木県スポーツ合宿開催費補助金交付請求書	規則別記様式第4	1	1 交付決定通知書の写	1	知事が別に定める日
			2 交付額確定通知書の写	1	
			3 その他知事が必要と認める書類	1	

(補助事業の経理等)

第14条 補助事業者は、補助事業の経費について帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも提出できるよう保存しておかなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年7月11日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。